

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人の代表者 様

鳥取県西部総合事務所長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業等の適正な運営について (通知)

障害福祉サービス及び障害児通所支援 (以下「障害福祉サービス等」という。) の提供については、日頃から、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等は介護サービスと同様、公益性の高い事業であり、また、公費である介護給付費等を財源とした事業であることから、当該事業の運営にあたっては、より一層の自覚と規律が求められているところです。

今年度、当所県民福祉局が実施した実地指導においては、下記 1 のとおり文書指摘を行いました。また、実地指導以外の場面においても意見や苦情が寄せられており、特に関係機関との連携について、下記 2 のとおり対応が不十分であるとの意見がありました。

貴法人におかれましては、法令遵守責任者及び管理者並びにサービス管理責任者、サービス提供責任者及び児童発達支援管理責任者を中心に、サービスの提供及び運営の実態を再度点検するとともに、関係法令、各通知等を遵守するよう、内部で徹底いただくようお願いいたします。

(担当) 県民福祉局共生社会推進課施設指導担当 川田、由本

(電話) 0859-31-9314 (ファクシミリ) 0859-34-1392

記

1 令和 3 年度の実地指導で指摘の多かった項目

項 目	内 容
勤務体制の確保	・勤務体制や勤務実態が不明瞭、または勤務実績が管理されていないなど、勤怠管理が適切ではないケースが見受けられた。
計画の作成	・個別支援計画の作成 (または見直し) に係る担当者会議を実施した記録がないものが見受けられた。
利用者負担額等の受領 (食事の提供に要する経費)	・食事提供加算対象者から受領する食事に要する経費は食材料費に相当する金額であるが、運営規程又は重要事項説明書に食材料費の記載がないものが見受けられた。

2 指摘事項以外での案件

項 目	内 容
相談支援事業者との連携	・相談支援事業者が開催するサービス担当者会議に参加した記録が作成されていなかった。 ・事業所を廃止するにあたり、相談支援事業者に事前に連絡をしないまま、利用者に廃止の説明及び事業所の今後の計画等が説明されていた。

障害者総合支援法第 43 条第 4 項に、事業所が休止又は廃止を行う場合、「引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されており、関係機関との連絡調整に便宜を図ることが必要。

参考：厚生労働省通知「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止 (休止) に係る留意事項等について」(別添通知のとおり)